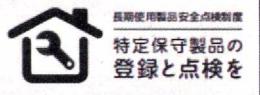


重要なお知らせ



消費者（所有者）の皆様へ

～事故を防ぎ、製品を長く安全に使うために～

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、**火災や死亡事故**を起こすことがあります。経済産業省の「**長期使用製品安全点検制度**」では、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが多い以下の製品を特定保守製品に指定しています。

対象製品を購入した際は、**所有者登録**を行って下さい。登録すると適切な時期にメーカーから**点検通知**が届きますので、**点検を受けましょう。**

対象製品
(特定保守製品)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

電気



ビルトイン式電気食器洗機

電気



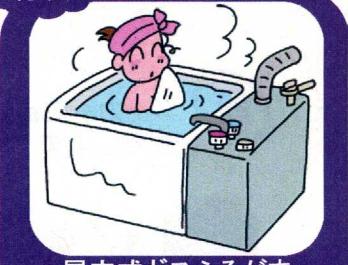
浴室用電気乾燥機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)

ガス



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

【経年劣化によって生じた重大製品事故の例】

- 約16年使用したガス小型瞬間湯沸器の熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、すす詰まりしたため不完全燃焼防止装置が作動したものの、そのまま使用を続けたために一酸化炭素が発生し1名が死亡。
- 浴室の天井裏に設置され、約20年使用した浴室換気乾燥機のターミナルボックス部のふたが反って、天井との間の隙間から浴室の高湿度の空気が進入。機器と電源電線の接続部を腐食させ、異常過熱して火災が発生。



多量の
すすが付着



制度がスタートした平成21年4月1日よりも前に製造・輸入された対象製品についても、点検可能ですので、メーカーにお問い合わせください。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けて

経済産業省では本制度のガイドラインを改定するなど所有者登録の向上に努めています。

対象製品を購入した際は所有者登録を行いましょう

～所有者情報の登録は所有者の責務です～

- 1** 対象製品を購入した所有者は、販売者から点検制度についての説明を受けます。



- 6 占検を受けます



※点検は有料です

- 5** メーカーに点検を依頼します。



- 4** 点検時期が来ると
メーカーから所有者
に通知が届きます。



所有者は、対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。

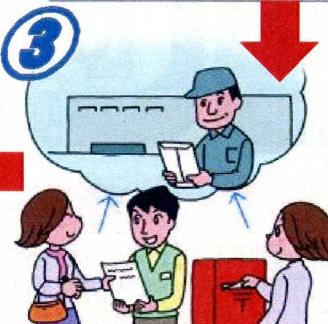
※所有者票や封筒には、黄色系の目立つ色の使用を推奨しています。また、統一口ゴマークや経済産業省口ゴマーク等を使用することができます。

所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することができます。

特定保守製品 購入から点検 までの流れ

<p>事業者さまからのお尋ねへの取組</p> <p>お問い合わせ</p>	<p>お問い合わせ窓口</p> <p>高齢者</p>
<p>注意! 事業者は、以下の点を必ず書面に記載することが義務化法(消費生活用製品安全法)により定められています。</p> <p>①この製品は、安全で衛生な状態で販売する。販売する際は、商品の説明書を必ず添付する。又、販売時に説明書を読み取らせる。因に説明書の記載事項が複雑化した場合は、説明書を縮小した上、所有者は点検期間中に点検を受けるよう求めましょう。</p> <p>②販売用に使用する包装と同様に、経年劣化による事象が発生した時に、お問い合わせや依頼を受ける。又、修理料金を負担する。</p> <p>③由来不明の製品などにマークが記述を行ったための所轄機関へ連絡し、所有者登録するよう求めましょう。</p> <p>内部構造は、所有機関の運送中の荷役等で損傷する恐れでござります。 又、外観に不具合がある場合は、所有者に付帯の所轄機関へ連絡する旨を記載して下さい。</p>	<p>もれなくご記入の上、傍書きで個人情報保護シールを貼付してご提出ください。</p> <p>※所轄機関は個人情報を基づき保管され、古物商、リユース店等に販売するにあたる場合は、個人情報保護法に該当する場合があります。 所有機関の連絡は、所轄機関に記載する連絡先の個人情報の個人で下さい。</p> <p>アコギ 姓 (例) 姓 (法人、団体、家庭主名)</p> <p>販売者住所 姓 (例) 姓、道、村、東 市 姓、部 町 姓、丁 番地 電話番号 —</p> <p>製品の販賣場 所在地 (例) 本店の住所 支店の住所 出張販賣の場所 (例)</p> <p>製品の販賣場 所在地 (例) 本店の住所 支店の住所 出張販賣の場所 (例)</p> <p>この欄は、販賣場に本拠地について所轄機関へお問い合わせ下さいか? □はい □いいえ</p> <p>この所轄機関の登込番号 番の値段 円</p>

所有者票を返送します（メーカーに所有者登録）



所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。また所有者情報は、消費生活用製品安全法や個人情報の保護に関する法律に従い、メーカーによって安全に管理されます。

経年劣化事故の兆候をチェック

- 異常な音や振動がする。 焦げ臭いなどの異臭がする。 点火、着火が不安定。

- 製品に搭載されている点灯ランプが点滅する。
などの症状や何か異常を感じた場合は、直ちに使用を止めメーカーにご連絡下さい。



本制度のお知らせは、[経済産業省ホームページ](#)でご覧頂けます。

http://www.meti.go.jp/product_safety/